

## 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:令和3年度)

施設 の 名 称	鮪立漁港
指 定 管 理 者 の 名 称	宮城県漁業協同組合
施 設 所 管 部 課 ( 室 )	水産林政部水産基盤整備課

## 1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成21年4月 ~ 平成23年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	
平成24年4月 ~ 令和3年3月	直営		
令和3年4月 ~ 令和8年3月	指定管理	宮城県漁業協同組合	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

## 2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	宮城県漁業協同組合
	所在地	石巻市開成1番27
指 定 期 間	令和3年 4月 1日 ~ 令和8年 3月 31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

## 3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	鮪立漁港の指定施設	
所 在 地	気仙沼市唐桑町鮪立地先	
設 置 年 月	平成13年10月	
根 拠 条 例 等	漁港管理条例	
設 置 目 的	プレジャーボート係留を適正化し、漁業者とのトラブルを防止することにより、漁港の適正な管理を図るもの。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	m <sup>2</sup>
	構 造	
	内 容	延長70m及び幅員10m
開 館 ( 所 ) 日		
開 館 ( 所 ) 時 間	午前 時 分 ~ 午後 時 分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	漁港管理条例第18条 第2号 指定施設の使用許可に係る申請書の受付に関する業務 第3号 指定施設の維持管理に関する業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	日	365 日	100.0%	#DIV/0!
延べ利用者数	3 隻	隻	5 隻	166.7%	#DIV/0!

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
プレジャーボート係留	3 隻	隻	5 隻	166.7%	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
	隻	隻	隻	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	3 隻	0 隻	5 隻	166.7%	#DIV/0!

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (令和3年度) (A)	前 年 度 (令和2年度) (B)	評価対象年度 (令和3年度) (C)		
県指定管理料	98		103	105.1%	#DIV/0!
利用料金収入				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
収入計 (a)	98	0	103	105.1%	#DIV/0!

(2) 支出

人件費	85		88	103.5%	#DIV/0!
施設管理費	13		15	115.4%	#DIV/0!
事業運営費				#DIV/0!	#DIV/0!
その他				#DIV/0!	#DIV/0!
支出計 (b)	98	0	103	105.1%	#DIV/0!

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
前期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!
次期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

6. 評価対象年度(令和3年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】						
			評価		評価					
①管理運営体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平日、休日ともに唐桑支所職員2名が対応。対応人員が不足する場合は、本所が他の支所職員等を唐桑支所に配置することで、常時2名体制を確保した。</li> <li>・施設の管理運営方針に則り適正な管理体制の維持を図るため、定期的に研修を実施し職員の資質向上に努めた。</li> </ul>	・年間計画通りの事業運営を行った。		A	業務量に対し適正な人員配置がなされていると認められる。	A				
人員体制	<table border="1"> <tr> <td>正規</td> <td>4人</td> <td>非正規</td> <td>人</td> </tr> </table>	正規	4人	非正規	人					
正規	4人	非正規	人							
②施設・設備の維持管理業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定施設管理運営業務仕様書に則り、週2回以上の巡回・監視を行うとともに、併せて施設の点検を行い、異常があれば速やかに気仙沼地方振興事務所水産漁港部及び関係機関に通報を行う。</li> <li>・鮎立漁港の指定施設においてプレジャーボートを的確に係留させた。</li> <li>・プレジャーボートの無秩序な停係留での漁業者とのトラブルを防止した。</li> </ul>	・年間計画通りの事業運営を行った。		A	指定施設がいつでも利用に供されるよう、適正に管理されていると認められる。	A				
③運営業務(ソフト事業等)の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定施設の使用許可申請書受付、許可証の交付、使用料の徴収を行った。</li> <li>・使用料の管理については、指定施設事務要領に則り、現金で徴収する際は領収書の発行、使用料徴収台帳への記帳を行うとともに、専用の預金口座により保管する。また、毎月の徴収実績を気仙沼地方振興事務所水産漁港部へ報告し、同部から送付された納付書により使用料を納付した。</li> </ul>	・概ね年間計画通りの事業運営を行った。		A	各種書類は正しく整理されており、適正に実施されていると認められる。	A				
④自主事業の実施										
⑤利用者サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に清掃を実施し、施設を清潔に保つとともに、利用者が安心して利用できるよう、週2回以上行う巡回の際に目視等による施設の点検を行い、異常があれば速やかに気仙沼地方振興事務所水産漁港部及び関係機関に通報することで、施設の安全を確保した。また、利用者への対応にあたっては、より良い接遇に努めた。</li> </ul>	・年間計画通りの事業運営を行った。		A	施設の清掃及び巡回点検により安全が確保され、利用者サービスの向上が図られていたことが認められる。	A				
⑥利用者の苦情、要望等の把握とその反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での申請受付時や現場での対応の際に利用者から直接寄せられる要望に注意を払った。把握した要望について、必要に応じて地元漁業者、地元住民との意見調整の実施や、県等の関係機関との連絡調整を図り、指定管理者において対応可能な事項については早急に対応することで、利用者サービスの向上を図った。</li> </ul>	・年間計画通りの事業運営を行った。		A	窓口対応の際、漁業者等から寄せられる要望に対し、都度適切に対応したと認められる。	A				
⑦安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者と唐桑支所間の連絡体制を構築し、荒天時等、前もって気象情報等を提供することで海上事故の未然防止を図った。</li> <li>・巡回時に施設の点検を行い、異常があれば速やかに気仙沼地方振興事務所水産漁港部及び関係機関に通報することで、施設の安全を確保した。</li> <li>・利用者には救命胴衣の着用を励行するとともに、適切な指導を行った。</li> </ul>	・年間計画通りの事業運営を行った。		A	安全対策が適切に実施されたと認められる。	A				
⑧県民の平等利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者に対しては区別なく対応するよう留意した。県民間はもとより、県民とそれ以外の方についても平等に対応した。</li> </ul>	・年間計画通りの事業運営を行った。		A	問い合わせ者に対し区別なく対応することで、県民の平等利用は確保できたと認められる。	A				

項目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】		
			評価		評価	
⑨個人情報の保護	・個人情報の保護の重要性を認識し業務を通じて得た個人情報は、個人情報を保護する法律(平成15年法律第57号)及び個人情報保護条例を遵守した。 ・管理業務従事者は下より漁協職員全員には、業務上知りえた個人情報を他に洩らし、また不当に利用しないよう徹底した。	・年間計画通りの事業運営を行った。		A	現地調査の結果、個人情報の保護が徹底されていると認められる。 ただし、個人情報(及び情報公開)は個人情報保護方針に基づき対応しており、協定に定める取扱に至っていない。	B
⑩利用実績	・上記「4. 施設利用実績」の通り	・年間計画より減少したが適正な事業運営を行った。		A	利用希望者を随時受け入れられるよう、適正な維持管理を行っていたと認められる。	A
⑪収支実績	・上記「5. 管理運営収支実績」の通り、適正な収支管理に努めた。	・年間計画より減少したが適正な事業運営を行った。		A	適正な維持管理及び運営業務が行われていると認められる。	A
⑫その他の取組						
総合評価		・年間計画通り、常時2名体制を確保し鮎立漁港の指定施設にプレジャーボート等を的確に係留させることで利用者と漁業者とのトラブルを未然に防止し、漁港の保全・秩序の維持を確保した。巡回時には、清掃と施設の点検を行い、利用者からの要望にも注意を払い利用者サービスの向上に努めた。施設・設備等の維持管理計画及び現金の取扱い等、使用料の管理計画に基づき適正に管理した。		A	現地調査の結果、概ね適正に実施されたものと認められる。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	・鮎立漁港においては、防潮堤工事等により管理業務に若干の支障が見受けられたが、利用者に対して適正な利用を促した。	適正な施設管理がされているが、指定管理者と意見交換などし、利用者の更なる利便性向上を図っていく必要がある。